

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 竹中土木	東京都江東区新砂 1 - 1 - 1

2. 指名停止措置期間 令和 8 年 9 月 1 6 日から令和 8 年 1 0 月 1 5 日まで（1 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

(株)竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋 他 7 橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。

このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和 8 年 6 月 10 日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

業務に関し、法令に違反したことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 2 第 8 号アに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第 2 第 8 号ア>

措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) (8) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内